

第 166 回

千葉県都市計画審議会

議事録

期日 平成 22 年 7 月 28 日(水)

場所 プラザ菜の花 3階 「菜の花」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議案一覧

1. 開 会	1
2. まちづくり担当部長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員、県職員の紹介	2
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案の審査等	3
8. 議案審議	3
第1号議案 第2号議案 (一括審議)	4
第3号議案	1 2
第4号議案	1 2
9. その他(報告事項)	
都市計画道路の見直しについて	1 8
10. 閉 会	2 0

第166回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成22年7月28日（水）

- 1 開 会
- 2 まちづくり担当部長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員、県職員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第1号議案 ～ 第4号議案
- 9 その他（報告事項）
都市計画道路の見直しについて
- 10 閉 会

第166回千葉県都市計画審議会
 平成22年7月28日（水曜日）
 於・プラザ菜の花 3階 「菜の花」
 午後1：30～午後3：08
 出席委員 21名

第166回千葉県都市計画審議会 出席委員名簿
 （順不同敬称略）

構成	氏名	摘要
学識経験者	内山久雄	都市計画
	北原理雄	都市計画
	大島有紀子	法律
	小島信夫	経済
	伊藤勲	農業
県議会の議員	浜田穂積	千葉県議会議員
	河上茂	千葉県議会議員
	鈴木昌俊	千葉県議会議員
	武田正光	千葉県議会議員
	花崎広毅	千葉県議会議員
	篠崎史範	千葉県議会議員
	三輪由美	千葉県議会議員
	川本幸立	千葉県議会議員
関係行政機関の職員	厚木進 （代理・矢代祐嗣）	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長）
	皆川芳嗣 （代理・鹿糠幸夫）	農林水産省関東農政局長 農村計画部農村振興課長）
	黒岩理 （代理・吉田誠）	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 総務企画部企画課総括係長）
	神谷俊広 （代理・齊田育男）	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局運輸企画専門官）
	菊川滋 （代理・前田陽一）	国土交通省関東地方整備局長 千葉国道事務所長）
	五十嵐邦雄 （代理・中村正幸）	千葉県警察本部長 交通規制課長）
市町村の長を代表する者	堀内慶三	大網白里町長
市町村議会の議長を代表する者	中村秀美	長生村議会議長

※開会時20名（議案審議時21名）

第166回千葉県都市計画審議会 議案一覧

平成22年7月28日

- 第1号議案 印西都市計画用途地域の変更について
- 第2号議案 印西都市計画新住宅市街地開発事業の変更について
- 第3号議案 平成22年7月22日取り下げ
- 第4号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（市原市）について

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第166回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、配付資料の確認をお願いいたします。

1. 第166回千葉県都市計画審議会 議案書及び資料編
2. 議事日程
3. 委員名簿
4. 座席表
5. 都市計画道路の見直しについて
6. 第3号議案の取り下げについて

以上でございます。

なお、事前に配付した議案書は4議案でしたが、市川市から付議議案である第3号議案の「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について」は、お手元にお配りした資料のとおり、市川市長から平成22年7月22日付けで、事業者が会社の方針変更により申請を取り下げたため付議を取り下げる旨、千葉県都市計画審議会に提出されております。

このため、第3号議案については、本日、審議しないことといたしますので、ご了承を願います。

以上ですが、もし資料等不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

2. まちづくり担当部長挨拶

司 会 それでは、まちづくり担当部長よりご挨拶を申し上げます。

まちづくり担当部長 まちづくり担当部長の黒澤でございます。

本日は、大変お暑い中、またお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の審議会は本年度の第1回目でございます。今ご説明したように、4議案だったものが、取り下げが1件ございましたので3議案となりました。

議案につきましては、千葉ニュータウンに関する用途地域の変更が1件、同様に千葉ニュータウンに関する開発事業の変更の案件が1件、建築基準法第51条のただし書が1件の3件でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

それから、「その他」として、本日は都市計画道路の見直しについてあわせて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続いて、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち現在のところ20名で、千葉県都市計画審議会

条例第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいております。会議は成立しております。

以上でございます。

4. 新任委員、県職員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介いたします。

はじめに、農業の学識経験者の委員として、伊藤様でございます。

続きまして、市町村の長を代表する委員として、大網白里町長の堀内様でございます。

また、市町村議会の議長を代表する委員として、長生村議会議長の中村様でございます。

同じく、千葉市議会議長の茂手木様と鎌ヶ谷市議会議長の池ヶ谷様ですが、本日は所用のため、ご欠席でございます。

以上で、このたび新たにご就任いただいた方々の紹介を終わります。

次に、本日は平成22年度第1回目の審議会ですので、県の出席職員を紹介いたします。

黒澤 まちづくり担当部長です。

村石 県土整備部次長です。

子安 県土整備部次長です。

金谷 県土整備部次長です。

田中 県土整備部次長です。

栗原 県土整備政策課長です。

早川 都市計画課長です。

豊原 県土整備部副技監です。

小関 都市計画課副課長兼都市計画室長です。

井伊 都市整備課長です。

田中 公園緑地課長です。

宮下 建築指導課長です。

以上で職員の紹介を終わります。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、千葉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、内山会長、よろしく願いいたします。

6. 議事録署名人の指名

議 長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名いたします。

鈴 木 委 員

北原委員
をお願いいたします。

7. 非公開議案の審査等

議長 次に、非公開とすべき案件があるかどうかの審査を行います。

本日ご審議いただく案件は、先ほど事務局から説明がありましたが、第3号議案が取り下げとなりましたので、都市計画用途地域の変更が1議案、新住宅市街地開発事業の変更が1議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が1議案の合計3議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会」の会議の公開に関する取扱要綱第2条のただし書に「非公開とすることができる」という規定がありますが、事務局からの提案はございますか。

事務局 本日の審議会に付議された3議案は、「公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に該当する非公開案件はない、ということでしょうか。

議長 という提案ですが、委員の皆様から何か意見、質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会において非公開とする案件はないということで進めます。

次に、傍聴の方がおられましたら、事務局は入場させてください。

(傍聴人 入場)

議長 今、傍聴の方にお入りいただきましたが、傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りした「傍聴要領」を読んでいただき、その内容をぜひともお守りください。

なお、「傍聴要領」に反する行為をされますと退場していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

次に、報道関係の方がおられましたら、事務局は入場させてください。

事務局 本日、報道関係の方はお見えになっておりません。

8. 議案審議

議長 それでは本題に入ります。

先ほど来より説明がありましたように、本日ご審議いただく案件は3件です。いずれも重要な案件ですので、十分ご審議くださるようお願いいたします。

また、議案は既にお手元に届けた議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略します。

これより議案の審議に入りますが、事務局においては議案の説明はなるべく簡潔をお願いいたします。

第1号議案 第2号議案 (一括審議)

議長　それでは、

第1号議案　印西都市計画用途地域の変更について

第2号議案　印西都市計画新住宅市街地開発事業の変更について

の2議案については、関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局　第1号議案 印西都市計画用途地域の変更及び第2号議案 印西都市計画新住宅市街地開発事業の変更について、説明いたします。

この二つの議案は関連する内容ですので、一括して説明させていただきます。

なお、説明に際しては、これをわかりやすくするために、主に議案書（資料編）により説明いたします。

お手元の資料編のインデックス「1・2」の1ページ、A3判横長のページですが、こちらか、またはスクリーンをご覧ください。

千葉ニュータウンの位置図になります。

まず、千葉ニュータウンの概要ですが、千葉ニュータウンは、千葉北部地区新住宅市街地開発事業として事業を実施しており、その区域は、西は白井市から東は旧印旛村、現在の印西市まで至る東西約18km、南北約3kmに広がっております。面積は約1,933ha、完了した船橋市の区域を除いた印西都市計画区域での面積は約1,843haの事業区域となっております。

また、事業期間は、昭和44年5月13日から平成26年3月31日まで、事業者は千葉県及び独立行政法人都市再生機構です。

現在の千葉ニュータウン事業の進捗状況ですが、造成工事面積で約93%、土地処分率で約68%となっております。

今回の変更は、千葉ニュータウン事業の土地利用の見直しに伴う新住宅市街地開発事業及び用途地域の変更であることから、土地利用の変更について先に説明させていただき、追って新住宅市街地開発事業、次に用途地域の変更について説明いたします。

今回変更する箇所は、位置図の右のほうにございます北総線「印西牧の原駅」の北側に位置する赤い太枠で囲った21住区です。

21住区については、成田スカイアクセスの開業の効果を活かすため、23年度にまちびらきを目指しているところです。

まちびらきに当たっては、人々の「環境」や「安心・安全」への意識の高まりを適切に受けとめ、次世代につながるまちづくりとして「低炭素型まちづくり」や「子育て安心・子ども安全」をテーマに整備を進めていくこととしております。

今後、この方針を受けて、まちびらきまでに公共施設の整備を進めていく必要があることから、優れた居住環境の下、適正な住宅用地の配置がなされるよう、地区内の公共及び公益的施設の配置及び規模の変更を含めた土地利用の見直しを行ったところです。

位置図の右上に引き出している土地利用計画図の中の細い黒枠で囲んだ区域を、次の2ページ目に拡大して、新旧対照図としてお示ししております。

2ページ目のA3の図面、またはスクリーンをご覧ください。

右側が変更前の「旧」、左側が変更後の「新」の土地利用計画です。左側の「新」の図において変更箇所を赤く枠取りしております。

主な変更内容ですが、1点目として、図のやや左手の緑色で塗りつぶしている近隣公園の別所第2公園の形状及び規模の変更です。

これにつきましては、現在、既存の斜面林がそっくり残されていることから、良好な自然環境に配慮し、斜面林とこれに囲まれた平場となっている谷津部分を最大限に活用できるように、公園の区域を変更するものです。この結果、近隣公園の面積は、約3.2haから約2.7haへ、約0.5ha減少いたします。

一方で、住区内で赤い丸で囲んだ街区公園の配置を見直すとともに、3カ所から4カ所に増設することで面積が約0.4ha増となっております。さらに、図の右手にございます草深中央公園から街区公園、そして別所第2公園を有機的に結びつけるため、植樹帯を有する歩行者専用道路などによるグリーンネットワークを配置することで、今まで以上に公園・緑地の機能強化が図られるよう配慮しております。なお、グリーンネットワークについては、図面では緑色の丸印で示しております。

2点目として、右の「旧」の図にある中学校用地を廃止し、左の「新」の図にありますように小学校用地の配置・規模・形状を変更するものです。

これにつきましては、学校の新設について印西市と協議した結果、図面左下側の茶色い塗りつぶしの「マル中」と表示されている既設の西の原中学校において、中学校の設置基準に基づいた計画的な施設の増築で21住区からの生徒の受け入れが可能であり、既存施設の活用が図られることから、21住区の中学校用地を廃止するものです。

次に住宅用地の配置についてですが、「旧」の図で小学校用地の南に位置している独立住宅用地約3.8haについては、駅周辺の赤い塗りつぶしのセンター施設用地に面しております。都市計画区域マスタープランにおいても「駅前のセンター施設用地周辺の住宅地については、高度利用を図るため中高層住宅用地を配置するもの」とされていることから、本地区についても集合住宅用地を配置するものです。

また、草深中央公園の西側に隣接する集合住宅用地の一部約6.3haについては、グリーンネットワークを形成する歩行者専用道路が配置され、優れた住環境が確保されることから、独立住宅用地に変更し配置することとします。

また、学校及び別所第2公園の変更により生ずる土地約4.0ha、「新」の土地利用計画図の小学校のすぐ南側、赤枠で黄色く塗りつぶされている部分ですが、当該公園に隣接するとともに、グリーンネットワークが配置されることから、同様に優れた住環境を生かし独立住宅を配置いたします。

以上が土地利用計画の変更となります。

次に、新住宅市街地開発事業の都市計画変更について説明いたします。

お手元の資料「1・2」の3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは第2号議案の議案書6ページの計画図を新旧対照としたものですが、ご覧いただいている資料編の新旧計画図のほうで説明いたします。

先ほどの土地利用計画の変更で説明したように、公益的施設として中学校用地を廃止し、小学校用地の配置・規模・形状を変更いたします。また、近隣公園である別所第2公園が約3.2haから約2.7haへ形状と規模が変更になり、これに伴い計画書の変更を行います。

計画書の変更については、第2号議案書の3ページ、またはスクリーンをご覧くださいと思います。

計画書の変更部分ですが、別所第2公園の面積が変更になっております。

なお、先ほど説明した小中学校及び街区公園やグリーンネットワークに関する計画書の変更はございません。

次に、用途地域の変更について説明いたします。

お手元の資料「1・2」の4ページ、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは第1号議案書6ページの計画図を新旧対照としたものですが、ご覧いただいている資料編の新旧計画図のほうで説明いたします。

「新」の図の右上に用途地域の変更箇所の新旧対照表を示しております。

まず、上から順に番号「1-1」の地区ですが、先ほどの土地利用計画の変更で説明しましたように、小中学校用地の変更、廃止及び別所第2公園の変更に伴い生ずる土地約4.0haについて、独立住宅の立地を図るため、第一種中高層住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）から第一種低層住居専用地域（容積率80%、建ぺい率40%）へ変更いたします。

次に番号「1-2」の地区ですが、従前の小学校用地の南側に位置する独立住宅用地3.8haについては、集合住宅の立地を図ることとして、第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域へ変更するものです。

さらに、番号「1-3」の地区ですが、草深中央公園の西側に隣接する集合住宅用地の一部約6.3haを独立住宅用地に変更することから、第一種中高層住居専用地域から第一種低層住居専用地域へ変更いたします。

この結果は、第1号議案書の3ページ、またはスクリーンをご覧ください。計画書の新旧対照表です。

新旧対照表の右から2番目、新旧用途地域別面積の新旧の欄で、第一種低層住居専用地域が合計で891haから898haへ約6.5haの増、第一種中高層住居専用地域が合計で630haから623haへ約6.5haの減となります。

議案書の4ページ、またはスクリーンをご覧ください。

このページは、印西都市計画区域内の印西市分についての計画書の新旧対照表をお示ししております。

以上が変更内容の説明ですが、第1号、第2号、両議案について、平成22年5月7日から2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 今、第1号議案と第2号議案と関連していますので、あわせて説明をしていただきましたが、本件について委員の皆様から意見なり質問はございますか。

委員 学校用地について質問させていただきます。

まず、小学校の用地について、規模の変更があったかと思うのですが、これは面積が少し減る。どれくらい減って、その影響はどのようになるのでしょうか。

二つ目は中学校用地の廃止についてですが、中学校をここにつくるというのは、平成19年の3月でしょうか、こちらの審議会で決定されていると思います。その当時と比べて、21住区の人口フレームについては変わっていないということではよろしいのでしょうか。今は22年ですので、あれから3年経って、全体の人口フレームは変わっていないけれども、中学校用地を廃止するということですか。確認です。

事務局 まず小学校用地の変更についてですが、小学校については、新しく接することとなる道路、公園等の配置及び学校用地の形状が整形になるように考慮し、その面積としては約 3 ha から 2.7ha に変更しております。

なお、想定する生徒数に対して、学校の設置基準を十分に満たす敷地規模となっております。

次に、中学校用地の廃止に伴う人口フレームの変更はあるのかという質問ですが、平成 19 年の変更と今回の変更で、この 21 住区の人口フレームについては変更はございません。

委員 続けてお尋ねいたしますが、人口フレームを大幅に変えたわけではないのに中学校用地を廃止するというので、先ほどの説明では、西の原中学校で受け入れ可能である、現状の施設で受け入れ可能であるという説明でしたが、では、21 住区と西の原中学校の学区から来られる生徒さんは、ピーク時は何名の学校か、そして何クラスの学校になると想定されておられるのでしょうか。それから、現在の西の原中学校の学級数と生徒数についてもお答えください。

事務局 西の原中学校受け入れについての質問ですが、まず、ピーク時に何名の生徒数となるのかという質問ですが、印西市で推計しております、21 住区における中学校生徒を既設の西の原中学校で受け入れるということで推計した結果、平成 37 年度に生徒数がピークになり、その生徒数は約 850 名です。これに対する必要な教室数は 24 教室と推計されております。

現在の西の原中学校の生徒数、クラス数ですが、現在の生徒数は 384 名。クラス数は 12 クラスでございます。

委員 現在は 12 クラス 384 名ということですので、850 名と申しますと、2 倍以上ですね。2.2 倍になります。クラス数は 2 倍、12 クラスから 24 クラスということになります。印西市内の中学校は、いろいろと地元の方に聞いてみますと、今の西の原中学校と同程度の中学校も多いのかなという感じで、やはり地域の住民の方の声を聞きますと、24 クラス 850 名の中学校が果たして子どもたちの今の中学校として本当に適正なのかどうか。住民の方の印象としても、非常に過密な印象を受けるという危惧の声が出ております。一般に中学校の適正規模は何クラスだと認識されているのでしょうか。お答えいただきたいと思えます。

事務局 中学校の適正規模がどのくらいかという質問にはお答えできませんが、千葉ニュータウンにおいては、従来より基本的に中学校は 24 クラスの規模で計画をしております。

委員 答弁できないということですが、先ほど住民の方の感覚を申し上げたわけですが、文部科学省の学校教育法施行規則で学校規模について定められておりますが、これについてはご承知なのでしょうか。

事務局 国の小中学校の設置基準については一応確認をしております、その設置に必要な敷地の面積あるいは建物の規模等については、現在の西の原中学校でも十分に満足するものと認識しております。

委員 伺っているのは、広さの問題ではなくて、学校教育法の施行規則で定められた学校規模のクラス数の話ですが、それはご承知ないのであれば、どなたかお答えできる方に答えていただきたいのですけれども。

学校教育法の施行規則では、第 79 条で「中学校は 12 学級から 18 学級以下を標準とす

る」ということですね。もちろんただし書きがありまして、「ただし、地域の実態等特別の事情がある限りはこの限りではない」ということがあるのですが、文科省に確認いたしましたところ、例えば離島であるとか、過疎地域であるとか、1学年2学級といったところについては認めると、そういう事情だということでしたし書きが付いている。したがって、今、教育基本法並びに学校教育法という大変太い法律のもとで、適正規模、望ましい学校規模ということでは、18学級以下を標準とする、これが望ましいとされております。一昨日来から1学級の規模についても少人数学級に近づけていくという議論がある中で、今の学校教育法の施行規則でも定められている「望ましい基準 18学級以下」を大幅に上回る24学級にするということは、千葉ニュータウンの新しい街をつくる、21住区という、これから大勢の皆さんに来ていただく、良好な住環境をつくろうというまちづくりでありますから、この学校教育法に基づいて考えるならばあまりにも不適切というか、今からそういうものをつくることを想定することは望ましくないのではありませんか。認識について伺います。

事務局 千葉ニュータウンについては、従来から小学校24クラス、二つの住区を合わせて中学校24クラスということで整備を進めてきております。実際に、ニュータウン中央駅圏の木刈中という中学校がございますが、こちらについても24クラスで整備されております。また原山中という既存のニュータウンの中の中学校については、21クラスという規模で整備を進めてきております。こういう実績も踏まえた中で、十分な余裕のある敷地も確保して千葉ニュータウンの中の学校を整備しているという状況でございます。

委員 木刈中は今は何クラスですか。原山中は、今、何クラスでしょうか。

それから、従来から千葉ニュータウンでは整備を進めてきていると説明をされるわけですが、今、私が指摘しているのは、今の学校教育法の施行規則で定められている、この趣旨を。千葉県は「教育日本一だ」と知事が目指されている、しかもニュータウンのまちづくりについては今はある意味大変な時期、これを盛り上げていこうというご努力をされているところだと思うのですが、相変わらず「従来から」ということですね。学校教育法の施行規則についてもご存じない、お答えできないという状況の中で、私は根本から学校教育法に則って見直すべきだと思います。

木刈中と原山中の現在のクラス数についてご答弁いただきたい。それから、「従来から」という説明ですが、今の段階で学校教育法の施行規則に則って見直すべきではないでしょうか。この二つの点についてお答えください。

事務局 まず、木刈中、原山中のクラス数ということですが、現況では木刈中が12クラス、原山中が9クラスです。

このような状況がありまして、一度は、整備した施設に対して、24クラスの学校であれば24クラスまでいっばいに増えた時期がございましたが、現在、生徒数が減少して、木刈中の場合に12クラスで、空きクラスが出ているという状況がございます。このような状況を印西市の教育委員会としても踏まえた中で、今後、急激に生徒数が増えて、また減少するという状況が多く見られるということから、今回の中学校については、将来の空き学級の維持管理といったコスト等も踏まえた中で印西市が西の原中の有効活用を選択したと認識しております。

委員 木刈中、原山中は12学級程度に今は減っているわけですが、これは学校教育法の施

行規則の「望ましい学級規模」に今ははまっているわけです。そちらの学校に西の原中学校の子どもたちが行くわけでも何でもないで、それはそれでありです。

ピーク時には 24 学級になるという今回のこのことについて、今、見直しをすべきではないかという認識をお聞きしているわけですが、いずれまた減るのだから一時 24 学級になってもいいのではないかと、今の説明を平たく言いますとそのように聞こえました。空き教室がいずれできるからピーク時は我慢していただくということのようですが、それで千葉ニュータウンに人が来るだろうか。最高の住環境を求めて人々がこちらのほうに来るわけですから。ピーク時と言っても、一瞬 1 年で終わるわけではありませんね。推計のグラフをいただきますと、かなり高いところが山になって何年か続くわけです。これがこのとおり行くかどうか。これだって 2～3 年ですか、3～4 年ですか、もっと長く続く。この間、ずっと子どもたちに我慢させる。学校教育法の施行規則で定められた「望ましい学校規模」を大きく上回るような学校を我慢させていく、それでいいとおっしゃるのでしょうか。もう一度お答えください。

それから、このことについて市の市議会あるいは市の教育委員会、教育のほうの議会があると思うのですが、市議会全体でもいいですが、つくる予定になっていた中学校を廃止するという大変大きな問題ですから、当然、市議会での議論があったと思うのです。それは市議会議員さんや教育関係者の意見はどう聞いておられますか。

それから、西の原中学校は 2.2 倍以上になるわけですから、この学校の関係者並びに地域、今既に住んでおられる 19 住区の地域の方たちの意見も当然聞いておられると思いますが、どんなご意見でございましたか。

議長 印西から来られている市役所の方、お答えできますか。

印西市 ただいまのご質問ですが、まず、議会に対してはどうかと。これに対しては、私どもはあくまでも都市計画の変更ということで、まず教育委員会と協議して、それに基づいて市の都市計画審議会には説明あるいは諮問をしております。しかし、議会に対して中学校の廃止等については、私の記憶ですと、そういう説明はしておらないのが現状です。

委員 議会に対して中学校の廃止については説明をしていないと。当然、では西の原中学校の関係者にも説明していないということなののでしょうか。それが 1 点。

議会に対して、あるいは地域の方などに説明をしないでこういう提案をされるという行政の姿勢ですが、それについては、それでよしとされておられるのでしょうか。

それから、冒頭、答弁が漏れているのですが。ピーク時 24 クラスが何年か続くわけですが、これは県からいただきましたが、市のほうのデータでしょうか、この間は学校教育法の施行規則で定められた「望ましい学校規模」でなくてもいいのだ、我慢を強いるということなののでしょうか。それについても答弁をいただいておりますので、ご答弁ください。

議長 これも市のほうから答えられますか。

印西市 ピーク時の 24 クラスについては、確かにそういう法律がございますが、私ども教育部のほうの考えに基づいて私どもで都市計画としてお願いしている件でございます。

住民説明会につきましては、地元で住民説明会を 1 回開催しております。そのほかに都市計画の縦覧として 2 回やっておりますので、そこで周知徹底はされているものと考えております。

議長 これ以上、まだございますか。

委員 縦覧をされているということですが、西の原中学校で 24 クラス、ピーク時 850 名、この点を含めての丁寧な説明がされておられるのでしょうか。

それから、議会に対して説明していないということですが、これは、ここに上げて県のほうで決めてから議会に対して説明するということなののでしょうか。

議長 これについてもお答え願えますか。

印西市 中学校の振り替えの件だと思いますが、その件については、西の原中に振り替えるという説明はしてございます。

もう 1 点は、今後の議会への説明ですが、今後、教育部のほうから議会に対しての説明は考えていると聞いております。

委員 やはり大変重大なのは、学校教育法に基づくそうした施行規則を県はお知りにならない。そして印西市のほうは、お知りになっておられたようですが、印西市は印西市で、24 学級でいくのだと、教育的な説明もなくおっしゃっているのはいかがなものかということ。

さらに、住民への説明も、西の原中で受け入れていくのだということだけで、具体的な教育的な影響についてはおっしゃっておられないということ。

それから、議会に対しては今後説明をすると。手続上もある意味議会を軽んじる、無視したそうしたやり方ということで、私はこの件についてはいろいろな意見がこちらのほうでもあると思うのですが、手続上も非常に問題があります。

最後に指摘だけしておきますが、通学上の安全問題ですが、印西牧の原駅のこちら側に越して、国道 464 号線、大型店もひしめく中で混雑などが非常に指摘されている。歩道があるとはいえ、大変交通渋滞などもあるこの道を子どもたちを通すということについても、懸念の声が出ております。したがって、私としては、この点で賛成できません。

以上です。

議長 ほかに。

委員 確認させていただきたいのですが、人口フレーム自体は変更ないということでした。そうすると、当初、平成 19 年度か何か計画の段階においては、中学校設置基準にあわせると、元々ここには中学校は本来必要ではなかったということだったのか。

二つ目は、今回こういうものが出てきた背景の中には、印西市として中学校を新たに建設する、あるいはつくったものの維持管理費を削減したいといったものが大きな動機であったのかどうか。

そこら辺を印西市の教育委員会の中で協議をしたということですが、先ほど委員が指摘されるような学校教育法とかそういったものとの関連を含めた中で、最終的には総合的にこれでいたし方なからうというふうに判断されたのかどうか。

その 3 点を確認させてください。

事務局 平成 19 年に見直ししたときと人口フレームは変更ないということで、中学校の設置基準はどうだったのかというご質問ですが、基本的に、今回見直しにあたって事業者が印西市の教育委員会と協議をした結果、総合的に判断して西の原中学校のほうで振り替えることになったというふうに聞いております。

維持管理云々もその大きな要因かと思いますが、そのあたりをどう判断したかというのは、市の教育委員会でないちょっとわからないかと思いますが。

委員 もし可能であれば、印西市の方がおられると思いますので、教育委員会での協議の状況をもう少し細かく言っていただければと思います。

議長 いろいろ総合的に判断されてこういうことになったのだろうけれども、そのとおりかというのがご質問の趣旨だと思いますが、お答えいただけますか。

印西市 教育委員会の管理等の内容については、細かい話は聞いておりませんが、総論的には県のほうから説明のとおりだと私どもも伺っております。

議長 そのほか、ご質問ございますか。

委員 大網白里町でございますが、うちの町も人口が5万人を超えまして、学校をつくるべきかつくらざるべきか。予定されていた中学校も、現在、棚上げしております。これは電磁波の問題もあったのですけれども。それから、少子化の中で、教育委員会のシミュレーションが非常に難しい。10年の間に子どもたちが大きな伸びがない。また、今、社会が非常に不況な中でUターン現象、都会のほうへまた帰られる方も出てきている。そういう中で、行政サイドとしてはどうすべきかということ、これは本当に難しいと思います。

今回、都市計画審議会、私ははじめて出てまいりましたけれども、このようなまちづくりが、例えば教育・学校の問題でこういう議論が出てくるとは私は思わなかった。ここへ提案してくるには、教育委員会も議会も話なくしては私は出てこないと思う。当然そういう下話がそれぞれの行政でされた中で提案されてきていると私は思います。まちづくりというのは、我々がほかからどうこうすべきと言うものではない。地元の方々がどういう住み良いいまちをつくるかというのが、私は基本的な考えではないかと思う。

そういう意味で、私は、今回の提案されてまいりました「中高層を低層にする」とか、こういう提案はもつともで、私はこの改正案に賛成いたしますが、今日は出てきて、都市計画審議会はこういうところまで議論するのだとはじめてわかりましたけれども、私は、それぞれの地域の教育委員会がそれぞれ議論していると思うのです。そういう意見をやはり尊重していくべきではないかと感じましたので、発言させていただきました。

議長 ご指摘のとおりだと思うのですが、いろいろな疑問があるので、その疑問に対して答えられる範囲で答えるということをやってまいりました。

今、町長ご指摘のように、成田アクセスが開通して、公園とかまちびらきを早くしたいというほかの圧力もありますし、そういう意味でかなり前向きな都市計画の変更であって、そこに至るには、おそらくいろいろな下協議があったのではないかと推察はされますが、この審議会ではそういう疑問に対して答えられるだけを答えるというふうにしております。そのほかにご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようでしたら、採決いたします。

第1号議案、これは都市計画の変更に関する議案ですが、原案どおり、こういう変更案でよろしいということに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

議長 挙手多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定いたします

引き続き、第2号議案 印西都市計画新住宅市街地開発事業の変更について、原案どお

り賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

議 長 挙手多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

どうもありがとうございました。

第3号議案

議 長 次に、第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（市川市）について

は、先ほど事務局の説明のとおり、当審議会に市川市長から議案の取り下げが提出されておりますので、審議いたしませんので、ご了承をお願いいたします。

したがいまして、引き続きまして第4号議案に入ります。

第4号議案

議 長 次に、

第4号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（市原市）について

を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第4号議案について説明申し上げます。

見出し4をお開きください。最初のページは付議書表紙となっております。

次の1ページをご覧ください。

処理施設の敷地の位置等について説明申し上げます。

本議案は、中村造園土木株式会社が市原市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るものです。

敷地面積は1万9,666.97㎡で、当該計画地はすべて市街化調整区域に位置しています。

本施設は、事業所などから建築物の解体工事や樹木の伐採に伴い排出される木くずを破碎処理するとともに、処理した木チップの一部を用いて堆肥化を行う施設です。

2ページをご覧ください。

計画概要です。

施設の種類は産業廃棄物処理施設で、木くずの破碎を、一次破碎機では1日当たり最大80.8トン、また二次破碎機では1日当たり最大79.2トンを行うものです。

申請者は、平成12年から申請地において、産業廃棄物である木くずの破碎処理を廃棄物処理法の許可を取得した上で行ってまいりましたが、今回新たに敷地を拡張し、当該部分においても新たに破碎機を設けて、産業廃棄物である木くずの二次破碎を行い、破碎処理した木チップに近隣酪農家から排出される牛フンを用いて混合・発酵の上、堆肥化を行う処理施設を建設いたします。

本計画により、産業廃棄物については破砕機の1日当たりの処理能力が5トンを超える施設であるため、建築基準法第51条ただし書の規定により敷地の位置について許可が必要となるものです。

敷地内の建築物は、既設の管理棟1棟と、新設の発酵所兼保管庫、管理棟兼保守機材庫、保守機材庫3棟の合計4棟です。

3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

はじめに位置図により説明いたします。

計画地は、JR内房線姉ヶ崎駅から南東へ5.5kmほどに位置しており、最も近い市街化区域までは1kmほど離れている市街化調整区域でございます。

搬出入路は、申請地より、幅員6～7mの市原市道を経由して、幅員9.3mの県道千葉鴨川線に接続いたします。

4ページ、またはスクリーンをご覧ください。

計画図により説明いたします。

計画地の車両出入口は、敷地南側に1ヵ所設けております。

搬出入車両は、2トン、4トン、10トンのダンプカー、及びパッカー車を使用します。

この施設による発生交通量は、1日最大90台と想定しております。今までに比べ往復20台ほどの増加となりますが、県道千葉鴨川線は、幅員が広い上、通過量に対する影響割合も少なく、また計画地周辺の市道は、元々交通量が少なく、道路の交通容量から勘案しても影響は軽微なものであり、搬出入車両による交通上の問題は発生しないと判断しております。

スクリーンをご覧ください。

お手元の資料にはございませんが、付近建築物用途現況図により説明いたします。

計画地から100m及び200mの範囲を赤色の破線で表示しております。周囲100mの範囲は畑作地及び森林で、計画地以外の建築物はございません。周囲200m以内には建築物が2棟あり、1棟が住宅、もう1棟が農業用施設（農機具保管庫）となっております。

なお、申請者が今回の事業計画を100m以内の土地所有者15名と200m以内の居住者・農業用施設所有者及び地元町会に説明して、了解を得ております。

スクリーンをご覧ください。

この配置図もお手元の資料にはございませんが、スクリーンで説明いたします。

外側の赤い細線の範囲が今回の計画地です。

敷地内の建築物は、赤い太い線で囲まれた既設の管理棟、今回新たに建築する発酵所兼保管庫、管理棟兼保守機材庫、保守機材庫、合計4棟で構成されております。

今回の許可対象となる処理施設は木くずの破砕機2台であり、既存の一次破砕機（日量80.8トン）と新設する二次破砕機（日量79.2トン）で、それぞれ赤の塗り込みで表示した位置に設置されます。

次に、場内の木くずの処理の流れを説明いたします。

搬入された木くずは、一次破砕機に投入し、そこで木チップに破砕し、堆肥原料、燃料及び法面緑化基盤材などとして搬出・販売されます。

また、一次破砕を行った木くずの一部、最大日量33.2トンとなりますが、これを、先ほどのルートとは別に、二次破砕機でさらに細分化し、受け入れ保管庫に収納後、近隣酪

農農家より搬入された牛フン（最大、日量 33.2 トン）を 1 対 1 で混合発酵させて堆肥を製造いたします。

堆肥としてできた製品は、農家、造園業者、またはホームセンター等へ搬出・販売する計画となっております。

計画地の周囲には、高さ 2 m から 4.5 m の防音壁及び高さ 2 m から 6 m の鋼板塀を、また破碎機の周囲には高さ 3 m から 5 m の防音壁を設置するとともに、施設周辺に植栽を行い、緑地を設けることで周囲に配慮した施設計画としております。

なお、木くずの破碎施設としての稼働時間は午前 8 時から午後 5 時であり、日曜日、祝日の作業はございません。

最後に環境対策について申し上げます。

今回申請した計画は、千葉県環境部局による「廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議を平成 22 年 3 月 24 日付で終了の上、その後、産業廃棄物処理施設の設置許可申請を平成 22 年 5 月 25 日付で提出いたしました。その中で、環境に対する影響については、千葉県環境部局に支障ないことを確認しております。

今回の都市計画審議会でご審議いただく内容は都市計画上の観点からお願いするものですので、ご了承ください。

なお、平成 22 年 5 月に第 74 回市原市都市計画審議会において「原案のとおり可決した」旨の答申を得ております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長 　ただいま第 4 号議案の議案説明が終了いたしました。この件に関して、ご質問、ご意見ございますか。

委員 　発酵施設の発酵処理期間はどのくらいかということ。それから、特別に発酵させるための補助剤を使用するかしないか、それを聞きたい。

事務局 　発酵期間は 30 日間です。特別なものは使っておりません。木チップと牛フンだけでございます。

委員 　空港の南側にもそういった施設があるんだけど、30 日では発酵が不十分なんだ。未発酵のまま農家に搬送しているのが多いわけです。30 日では十分な発酵はあり得ないと思うんだけど、その辺は技術的にどうなのか。確認できたのか。

生のまま、けっこう農家は困っているんだよ。倉庫がいっぱいになると、回転をよくするためにどんどん運び出すわけです。そうすると、受け入れたほうがかえって困っているわけだ。木くずというのは、そう簡単に発酵できるわけではない。完全堆肥にならない。その辺の確認をちゃんとしてほしい。

事務局 　木チップをかなり細分化して、牛フンと混ぜ合わせます。

委員 　同じよ、それは。細かくしようとか何とか、牛フンと混ぜようとか。30 日で発酵できるという保証はあるのですか。現実的に、空港周辺地域では、生で未発酵のものが持ち込まれて困っている農家もけっこうあるんだよ。その辺が「確実に発酵されている」という保証があれば、別段問題はないと思う。

事務局 　事業者に聞きましたところ、当初、北海道のほうで 30 日間で発酵できると。あと、攪拌機で 1 週間に 1 時間程度攪拌して、30 日間でできるということを聞いております。

委員 業者は適当なことを言うけれども、あなた方は客観的に確認したのかということだよ。ただ、施設としては、私はこういったものは必要だと思うよ。思うけれども、未発酵のものを農家の畑に入れるということは、農地に障害を起こすわけだよ。その辺をきちんと把握してほしい。

議長 ということです。

ここは既に処理しているわけです。ただ、発酵は、牛フンを混ぜてやるというのは、今度がはじめてなのですか。

事務局 ここは、はじめてです。

議長 ということで、その辺は十分注意するように。

委員 基本的には賛成だけどね。未発酵のものをやたらと農地に還元することはよくないので、その辺を十分把握した上でやってほしいということです。

委員 先ほど、市原市の審議会では原案どおり採択されたということですが、採択の過程で出された、こういう面ではちょっと留意しろとか、そういうのがありましたら紹介いただきたいと思うのですが。

事務局 市の都市計画審議会では、景観的な配慮と警備面の2点が指導がございました。

委員 私も、今回、現地を視察させていただいて、今回この生活環境影響調査項目の中で、騒音が、規制値 60dB に対して予測値が 59dB ということで、破碎機周辺の防音というか遮音をやるということになっていますが、私が行きましたときにシートがだらんと被せられた状況だったので、そこら辺、規制の騒音値以下になるように、ぜひきちんと対応していただきたいということで、これは要望しておきます。

以上です。

委員 二、三お尋ねしたいと思います。

計画図を見ますと、搬入車両のところは青がグルッと回っているのですが、反対側には行かないのですか。こちら側に行くということはあるのですか。

事務局 こちら側には行きません。こちら側に行きますと、道路幅が 6 m ない部分がありますので、6 m 以上という形で今回の計画をやっておりますので、そちらには行きません。

委員 行けないことはないけれども、行かないという話でこうなっているのですか。6 m では車が通らないのかどうかわからないので。

議長 それは、行くとおわかりだと思いますが、通れないと思います。

委員 では、このルートでちゃんとやっていただけるということでよろしいのですね。

あと、破碎機の周りの壁の高さが 3 m と 5 m のところがあるというのは、何か理由があって 3 m のところと 5 m のところがあるのか。もし簡単にわかれば教えていただきたいのですが、どうでしょう。

事務局 防音壁の高さが変わっておりますのは、敷地境界線上の騒音規制基準をクリアするために防音壁を設置しておりますが、騒音源からの距離に応じて防音壁の高さを設定しておりますので、騒音源から遠い位置にある防音壁の高さは低くなり、近い位置にあるものは高くなっております。

委員 よくわかりました。

もう 1 点、先ほど、十分発酵しないものが外に出るという話がありましたが、私もはじめてで、1 ヶ月だとそうなのかなという気もしているのですが、もしそういうものが搬出

されないで、言ってみれば売れないで、もう少しじっくり発酵してもらわなければ困るよということではなかなか搬出されなかったとした場合には、どこか保管する場所とか、そういうことはあり得るのですか。私も、見たことがないので、質問していてよくわからなくて申しわけないのですが。例えばそういう場合には、原料が運ばれてこないとか、あるいは原料のままどこかに保管するとか、それで順番に発酵したものをやってくるとか、30日でぴったりうまく計画どおりいけばいいのですが、そういうことは大丈夫なんですか。もしわかっていたら教えてください。

あるいは、在庫にするわけにいかなくて、30日以上発酵しなければいけないと、どんどん木材とか材料が入ってくるとしますね。そういうものを保管する場所がある程度ゆとりがあるのかどうかという質問です。

事務局 二次破碎機でさらに細分化したものをここに入れるのですが、同じように牛フンをこちらに入れまして、ここで順次混ぜていきます。ここは今3列ございますが、ここが1日目のもの、おそらくここが30日目のものと、順々に古い順番に並んでいくと思うのですが、それを攪拌機で1週間に1回程度混ぜていく形をとっております。

これにつきましては、同種のを他府県でやっている形を取り入れておりまして、30日間できないというご指摘を今回今日始めていただいたのですが、我々も、完成品ではないものを搬出するような形はとらないように業者を指導していきたいと思います。

委員 これは家屋の解体物も入るわけでしょう。植木の伐採物だけじゃないでしょう。

事務局 堆肥化に使うものは、樹木系のものを扱っています。

委員 伐採物ですか。

事務局 はい。

委員 家屋の解体物が入っていると、防腐剤とかベニヤとか、いろいろコーティングしてあるものが入るから、なお腐らないわけだね。植木とか何かの伐採物であれば、それは副作用は出てこないけれども、その辺が混合されると……。あなた方が確認もしていないことだから。私はこういった発酵機を持っているわけだよ。木くずじゃないけれども、流れはわかる。そんな、1ヵ月で簡単に発酵できるものじゃないよ。よく確認してからやってください。もしやるのだったら、発酵補助剤を適用して早く発酵させるようなことをやらないと、ただ攪拌しただけでは、そう簡単にはいかない。それは適切な指導をお願いしたい。

議長 ありがとうございます。

委員、さっきのお答えでよろしいですか。

委員 指導しても、指導することができる状況があるかどうかということをお聞きしたかったのです。

議長 要するに、材料が余ったときに保管する場所があるのかどうかというのが質問の趣旨だと思いますが、いかがでしょうか。

委員 これはストックヤードが用意してあるんだろう。

議長 そういう意味です。ストックヤードが用意してあるのかどうかという質問です。

委員 市は、現地に行っていて見ているんだろう。

事務局 はい。

委員 そういう指導もしなければいかんということと、確認しろということと、環境部も含む中で許可だけ決まってくるということだけではなくて、そういう攪拌についても

市は十分考慮してやっていかなければいかんということだよ。この間、委員が現地をわざわざ見に行ってくれてるんだから。

委員　　こういう施設で一般的に堆肥を完熟させることは無理だと思います。農家の方は承知でこれを引き取っているんだと思います。農家のほうでさらにEM菌とかあいうものを使って、完熟化させたものを畑へ使用する。ここで完熟させることは無理だと思います。これは一般的常識だと思います。

例えば、これは話はちょっと違いますが、競馬場から出てくる馬フンも、けっこう農家で使っています。でも、糞とかは完全に完熟堆肥にはなっていない。それで農家の方々が、それを切り返したりして、さらに堆肥を完熟化させたものを使う。それが一般的だろうと思います。

これも同じだろうと思います。ただ、農家の人たちはそれを承知して購入している。見れば、大体のことはわかりますから。だから、ここで完熟させたものを出すというのは、ちょっと無理だと思います。それは農家のほうは十分承知していると思います。買うのだからいただくのだから知りませんが、そういうときに、農家も堆肥の置場みたいなものをつくっておいて、そこで例えばEM菌とかあいうものを混ぜて、完熟化したものを使う。そうじゃなかったら、農作物に害が出ちゃいますから。

議長　　ありがとうございます。

委員　　議案書の4ページの図ですが、これを見ると、北側に住宅が200m以内では1軒という説明がありましたが、この緑色のルート沿いにはほかにも三つほど建て物がかたまっている場所があります。この北側の家から右下に下りていったところに一つと、一番右下隅の曲がり角のところに数棟かたまっている。そこから左へ上がっていったところに2棟ほどかたまっているのがありますが、これらは住宅なのかどうかということを確認したいのですが。

事務局　　住宅でございます。

委員　　先ほど「町内会に説明している」という話がありましたが、これはその町内会に入っているお宅と理解していいですね。

事務局　　そのとおりでございます。

委員　　それならけっこうです。ピーク時には数分おきぐらいにトラックが通りそうなので、これらのお宅が納得しているかどうかだけ確認したかったのです。どうもありがとうございます。

議長　　そのほか、ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

議長　　それでは第4号議案について、原案どおり賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

議長　　挙手多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第4号議案を原案どおり可決することに決定いたします。

本日、四つの案件でございまして、予定されたものの審議はすべて終了いたしました。

9. その他（報告事項）

都市計画道路の見直しについて

議長 続きまして、本日の議事日程9「その他」として1件あるようですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 「その他」ということで都市計画道路の見直しについて報告いたします。

千葉県では、都市計画道路の見直しのため、昨年度末までに「都市計画道路見直しガイドライン」を取りまとめましたので、これについて説明させていただきます。

都市計画道路につきましては、都市及び都市交通の将来像等を踏まえ、都市全体のネットワークの将来の姿として定められており、今後、人口が減少しコンパクトな市街地形成が求められるなどの社会経済情勢の変化を踏まえ、将来の都市像に対応した道路網の見直しの検討を行うことが必要とされております。

千葉県における都市計画道路の整備状況としては、平成21年3月時点で、1,115路線、延長約2,678kmのうち、整備済み延長は1,324kmで、整備率は約50%となっています。また、未整備延長は1,006kmとなっており、全体の約37%を占めている状況です。

本県では、これらのことから都市計画道路の見直し作業に取り組んできており、平成17年3月に「都市計画道路の見直しの基本的考え方」を策定し、都市計画決定から20年以上全線未着手の路線を見直し対象として、まちづくりの主体である地元市町村が中心となって見直し作業を進めてまいりまして、平成20年度に印西都市計画道路3路線を廃止いたしました。

しかし、依然として長期未着手の路線や区間があることから、都市計画道路の必要性について点検調査を行い、見直しの方向性を検討していくこととして、県では、平成21年度に、一部整備を進めている路線も対象とすることとし、市町村が円滑に点検・検証できるように「都市計画道路見直しガイドライン」を取りまとめました。

「都市計画道路見直しガイドライン」の見直しの流れについては、お配りしているA4のペーパーに「見直しの流れ概要」としてまとめてありますので、ご覧ください。

見直しの基本的な進め方は、3段階のステップとなっております。

まず、第1段階として「検討路線の選定」を行います。検討路線としては、当初都市計画決定から20年以上経過した道路で、未整備区間を含む道路を基本として選定します。なお、20年未満であっても見直しが必要と認められる路線については、検討路線の対象として選定いたします。

次に、第2段階として、第1段階で選定した検討路線の未整備区間について、「見直しの必要性の確認」「道路の必要性の確認」「代替道路の確認」による定性的な検証を行い、「変更」「廃止」または「存続」の方向性を検討し、点検候補路線として選定します。

第3段階は、第2段階で選定した点検候補路線について、道路網を確認し、将来交通量推計によって定量的な検証を行い、点検路線を選定いたします。

今後、市町村が本ガイドラインに基づき、都市計画道路の見直しを進めていくこととなりますが、適切に見直しを進めることができるよう、県として支援・協力してまいります。

以上、「都市計画道路の見直しについて」の報告とさせていただきます。

議長 現在も鋭意作業中ですが、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見ございますか。

委員 幾つかお尋ねしたいのですが、一つは、今回ガイドラインをつくられて、今後、実際の作業に入ると思うのですが、具体的にいつごろを目途に「廃止」「変更」を決めていくのか。例えば3年以内とか、2年以内とか。大体どのくらいを目途にして物事を決めていくおつもりなのかということが一つです。

二つ目が、これは要望も含まれるのですが、やっていく際に優先順位を。結果的に残ったとしても、うちの市なども昭和40年代のものがまだできなかつたりする部分がたくさんありまして、つくるならつくる、計画を残すなら残すでいいのですが、優先順位をつけてほしいなとつくづく思うのです。これはすぐ着手すべきものか、それともとりあえず長い目で見て、でも計画的に必要だよというような、その辺のところまで含めて、ただ「やります」「廃止します」「残します」ではなくて、残すなら残したで、その辺の重みづけも含めて検討してほしいなと思うのが二つ目です。

なぜそういうことを言うかといいますと、町の中に、特に区画整理をやったところだと、土地がポツポツと既にお買収されたものがずっと使われずに5年、10年残っていたりするのです。よく近隣の方から「駐車場として貸してくれないか」という話もあつたりして、これはそれぞれ市町村の対応なのですが、ただ道路用地として買収しているからなかなか利用は難しいというような話などもあるのですが、その辺、ある程度の重みづけとかすれば、またその辺の活用ということも考えていけるのではないかと思いますので、そのあたりについてご意見があればお願いします。

事務局 まず、都市計画道路の変更のスケジュールということかと思いますが、今年度末までに、このガイドラインに基づいて地元市町村において、このペーパーでいきますと第1段階、第2段階あたりの選定作業を行って、点検候補路線の選定を行う予定としているところです。来年度以降、抽出した路線について、将来交通量推計の結果を活用しながら、周辺道路を含めて負荷状況を確認した上で見直しの方向を判断することにしております。

また、このスケジュールに関わらず、各市町村における変更の必要性の高い路線等については、先行して変更することもあるものと考えております。

それから、優先順位等をつけて整備すべきではないかというご意見ですが、この見直しにあわせて各市町村とも連携しながら、そういう優先的な整備について考えていきたいと思っております。

議長 整備中で、道路用地だけ買収されていて、そのほかが未整備なので空地がぼこぼこできるのを、一時的に活用するようなことは考えられませんかという最後のご質問、それについてはいかがでしょうか。

事務局 他の目的への使用ということについては、各市町村のほうでも考えていただくことになるかと思いますが、なかなか難しいのかなということはあると思っております。

委員 都市計画道路の見直しは、県も各市町村と十分協議しながら進めていくのでしょうかけれども、今も区画整理事業でも何でもやるにしても、通勤・通学から、千葉県の県土をつくり上げていく上で、また都市計画を各市町村が行うわけですが、それに伴う中で、道路という社会資本がいかに大事かということ。その下にはライフラインから何から全部入っているわけです。居住空間をつくるにも、電気からガスから水道から、通信機器関係全部。道路が入るからこそ、都市計画、まちづくり、居住空間ができるということなのだから、各市町村と、国県道を含む中で、高規格道路網を中心としたネットワークを。利便性の高

いまちをつくるということは、道路ネットワークをきちんと確立させるということですから。簡単に、「ガイドラインをつくっています」と言って、各市町村と、この都市計画は変更しろとか……。各市町村によっては変更したいというところも出てくるかもしれませんが、よっぽどしっかりしたガイドラインをつくっていきませんと、千葉県の県土整備はできないということですから、その辺を十分認識してこのガイドラインの策定をしていただきたいという要望だけしておきます。

議長 どうもありがとうございます。

委員 私、聞き漏らしたのかもしれませんが、何路線あるのでしょうか。

事務局 都市計画が予定されている路線数は 1,115 路線ございます。その全体延長が 2,678km です。そのうち、整備済みが 1,324km、約 50%です。いわゆる未着手の部分が約 1,006km ございます。

議長 そのほかご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 見直しについてはいろいろご意見があると思いますが、今日に限らず何かご意見があれば言っていただければと思います。

それでは、概ねご意見も出尽くしたようです。

ほかに事務局から何かございますか。

事務局 次回の都市計画審議会についてですが、平成 22 年 10 月 27 日（水曜日）に教育会館で予定しております。時間等の詳細につきましては、後日、開催通知でお知らせいたしますので、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。

次回 10 月 27 日には、またよろしくお願いいたします。

10. 閉 会

議長 それでは、第 166 回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。長い時間にわたり熱心なご審議をありがとうございました。

— 以上 —